

区画街路に関する江戸川区検討会 設置要領

(設 置)

第一条 都市計画道路のうち、未整備の区画街路の必要性等を検討するため、「区画街路に関する江戸川区検討会（以下「検討会」という）を設置する。

(検討事項)

第二条 次に掲げる事項について検討する。

- (1) 将来ネットワークの検討
- (2) 必要性の検討
- (3) その他検討会で必要と認めるもの

(組織及び運営)

第三条 検討会は、別表－１に掲げる会長、副会長、委員によって構成する。

- (1) 検討会は会長が招集し、半数以上の出席をもって成立する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。
- (3) 会長は、必要に応じて、検討会に委員以外の出席を求めることができる。

(作業部会)

第四条 検討会には、作業部会を設ける。作業部会は、別表－２によるもので構成する。

- (1) 作業部会は、事務局が招集し、運営する。
- (2) 作業部会は検討会に提案する事項を整理する。
- (3) 作業部会の議事経緯及び結果については、検討会に報告する。

(事務局)

第五条 検討会及び作業部会の事務局は、土木部計画調整課に置く。

(雑 則)

第六条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、その都度検討会において定めるものとする。

(付 則)

- 1 この要領は、令和８年７月８日から施行する。
- 2 この要領は、令和９年３月３１日に、その効力を失う。

別表－１ 江戸川区検討会名簿

別表－２ 江戸川区作業部会名簿

別表-1

「区画街路に関する江戸川区検討会」
江戸川区検討会名簿

	所 属	備 考
会長	土木部長	
副会長	都市開発部長	
委員	都市開発部 都市計画課長	
委員	土木部 街路橋梁課長	
委員	土木部 区画整理課長	
委員	土木部 計画調整課長	

【事務局】 土木部 計画調整課

別表-2

「区画街路に関する江戸川区検討会」
江戸川区作業部会名簿

所 属	備 考
都市開発部 都市計画課 調整係長	
都市開発部 都市計画課 都市計画係長	
土木部 街路橋梁課 事業推進係長	
土木部 区画整理課 調整係長	

【事務局】 土木部 計画調整課